

JAうま

ご利用感謝

サマーキャンペーン 2022

取扱期間

令和4年6/15 WED ▶ 8/31 WED

当JAの組合員の方
(同一世帯の方を含む)
または新たに組合にご加入
いただける方
詳しくは当JA窓口にお問い合わせください。

スーパー
定期貯金
[期間 3年]

年 0.1% (税引き後 0.079%)

個人の方
スーパー
定期貯金
[期間 1年]

年 0.07% (税引き後 0.055%)

いつもご利用
ありがとうございます



JAバンクえひめキャラクター
ばんじゃくん

期間中、新規に20万円以上お預入の方に
感謝を込めたプレゼント!

ありがとう大判
ウェットティッシュ
20枚入

※お一人様おひとつとなります。
(色はお選びいただけません)
※数に限りがございますので品切れの際はご了承ください。



新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力をお願い

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、職員のマスク着用・飛沫防止アクリル板設置等の対策を講じておりますが、多数の方々にご来店いただく窓口では感染リスクが伴います。お客様の感染防止のためにも、以下についてご協力をお願い申し上げます。

1. ご来店時には、マスクの着用にご協力ください。また、店内に消毒用アルコール液を備え置きしておりますので、ご利用をお願いいたします。
2. 店舗窓口でお待ちいただく際には、他のお客様との間隔をお取りいただくなど、感染予防対策にご協力をお願いいたします。

■本店営業部 ☎ 24-3852
■中曽根支店 ☎ 24-2213
■松柏支店 ☎ 24-4465

■川之江中央支店 ☎ 58-3200
■金生支店 ☎ 58-2168

■土居中央支店 ☎ 74-3290
■豊岡支店 ☎ 25-0121

商 品 概 要

(令和4年6月15日現在)

1. 商品名	●新生JAうま 店舗統廃合感謝特別金利定期貯金	●JAうま 生活応援定期貯金2022
2. 販売対象	●個人の方 ※組合員の方(同一世帯含む)	●個人の方
3. 期 間	●3年(複利型) 自動継続(元金継続または元利金継続)	●1年(単利型) 自動継続(元金継続または元利金継続)
4. 預入方法	●一括預入 ※ATMでのお預け入れは対象外となります。	
(1) 預入方法		
(2) 預入金額	●一口10万円以上1,000万円未満(新たにお預け入れいただく資金を対象とします)	
(3) 預入単位	●1円単位	
5. 払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。	
6. 利 息		
(1) 適用金利	●年0.1%(税引後年0.079%)を約定利率として適用いたします。	●年0.07%(税引後年0.055%)を約定利率として適用いたします。
(2) 満期後の取り扱い	●初回満期後は、通常のスーパー定期貯金(3年もの)に自動継続し、自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。	●初回満期後は、通常のスーパー定期貯金(1年もの)に自動継続し、自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。
(3) 利払頻度	●満期日以後に一括して支払います。	
(4) 計算方法	●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。	●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(5) 税 金	●20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。	
(6) 金利情報の入手方法	●窓口でお問い合わせください。	
7. 手数料	—	
8. 募集総額	●20億円 ※期間内であっても、募集金額に達した場合特別金利の取扱いは終了いたします。	●上限なし
9. 付加できる特約事項	●総合口座の担保に組み入れることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ●マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)のお取扱いができます。	
10. 中途解約の取扱い	●初回満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。	
11. 貯金保険制度(公約制度)	●保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という)につきましては、当組合本支店または金融部(電話：0896-24-3737)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当組合金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会(電話：089-941-6279)	
13. 取扱期間	●令和4年6月15日(水)～令和4年8月31日(水)	
14. その他	●取扱期間中であっても、諸情勢によりお取り扱いを終了することがあります。 ●他のキャンペーンとの併用はできません。 ●JAうまファミリー倶楽部ポイントは対象外となります。 ●通帳式、証書式どちらでもお預け入れ可能です。	

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAうま